

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規 則	四五
○福島県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	四五
告 示	四五
○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件	四五
○県営土地改良事業計画を変更した件	四五
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	四五
公 告	四五
○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	四五
○一般競争入札を行う件	四五
○福島海区漁業調整委員会	四五
○はえなわ漁業について指示する件	四五

## 規 則

福島県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年八月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県規則第六十二号

#### 福島県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

福島県クリーニング業法施行細則（昭和四十四年福島県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第九号様式備考②及び第十一号様式備考1③中「戸籍記載事項証明書」の次に「（申請者が外国人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。））」を加える。

第十二号様式備考中「又は戸籍抄本」を「戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（クリーニング師試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった者については戸籍

謄本又は戸籍抄本、申請者が外国人であるときは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。））」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県クリーニング業法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書又は受験願書は、改正後の福島県クリーニング業法施行細則の規定に基づいて提出された申請書又は受験願書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（食品生活衛生課）

## 告 示

### 福島県告示第六百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年八月三日から同年九月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年八月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）有限会社さかとみ様 貸店舗新築工事 福島県いわき市平上荒川字長尾二六、二七、二八
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
  - 1 歩行者の通行の利便確保等に係る事項  
小学校及び中学校の通学区域にもなっていることから、歩行者の安全確保に努めること。
  - 2 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮に係る事項  
廃棄物については、減量化及びリサイクルに努めるなど、適切に処理を進めること。
  - 3 その他  
建築工事期間中又は営業開始後、苦情等が申し立てられた場合には、関係機関に指導等仰ぎ、誠意を持って対応すること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、大久地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年八月六日から

同 月二十七日まで (二十二日間)

三 縦覧の場所

いわき市役所

(農村計画課)

福島県告示第六百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年八月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 解除予定保安林の所在場所

双葉郡大熊町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び大熊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成三十年八月三日

土地改良区  
請戸川土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 岡田 安義

同 馬場 有

住所

南相馬市小高区井田川字北新田三八五番地の四

双葉郡浪江町大字権現堂字下続町二五番地六

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

**公告第176号**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける航空レーザ計測及び森林資源解析業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年8月3日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 航空レーザ計測及び森林資源解析業務 一式
- (2) 委託業務番号 第18-36055-0015号
- (3) 地区名 県内一円地区
- (4) 委託業務箇所 福島県白河市ほか
- (5) 委託業務概要 航空レーザ計測及び森林資源解析業務 A=171,012ha
- (6) 完成期限 平成31年3月29日限り

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの期間に福島県から福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 測量法（昭和24年法律第188号）の規定による測量業者の登録を受けている者であり、測量法の規定に基づく営業の停止期間中の者でないこと。
- (5) 測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士（日本国外の場合は、同等の資格をいう。）の資格を持つ主任技術者を配置できる者であること。
- (6) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の時点において、過去10年以内に公共機関より航空レーザ計測及び森林資源解析業務を受託し、実施した実績を有する者であること。
- (7) 当該業務の施工計画（業務実施手順）が適切である者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、技術提案書と合わせて、平成30年8月27日（月）午後5時までに次の場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年8月27日（月）午後5時までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において、平成30年8月3日（金）から同年9月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び同月17日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、福島県出納局入札用度課ホームページからダウンロードして入手することができる。

**5 入札説明書等の配布に関する事項**

次により、入札説明書、入札心得、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

**6 入札及び開札の日時及び場所**

- (1) 日時 平成30年 9月25日 (火) 午後3時
  - (2) 場所 福島県自治会館 8階 802会議室 (福島県福島市中町8番2号)
  - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成30年 9月21日 (金) 午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に  
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札説明書及び入札心得  
において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札方法
- (1) 本件入札は総合評価方式一般競争入札により行う。
  - (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 本件は、低入札価格調査制度適用業務である。
- 11 落札者の決定方法
- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、当該業務に係る技術提案が最低限の要求要件を全て満足している者のうち、次に掲げる式により算出された評価値が最も高い者を落札候補者とする。  
評価値 = 技術評価点 ÷ 評価値算出価格 × 10,000,000  
ア 評価値には小数点以下の有効桁数を設けないが、評価値の表記については、小数点以下第5位を切り捨てる。ただし、評価値の表記が同じである場合は、評価値の表記が異なることとなる桁数まで表記する。  
イ 技術評価点は、標準点に加算点を加算した点とする。  
ウ 標準点は、3の入札参加資格の確認を受けた場合に付与される点であって、その点は100点とする。  
エ 加算点は、入札説明書で示す落札者決定基準に基づき技術提案書を審査して算出された点とする。  
オ 評価値算出価格は、基準価格設定型により設定する。
  - (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者の順位を決定する。
- 12 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 契約書作成の要否 要
  - (3) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) Nature and quantity of service to be required : Aerial laser surveying and topographical forestry analysis 1set
  - (2) Time-limit of tender(by hand) : 3:00 p.m., 25 September, 2018
  - (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 21 September, 2018
  - (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

## 福島海区漁業調整委員会

## 福島海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成三十年八月三日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）第四十五条の二第一号、第三号、第四号及び第五号に規定する区域においては、平成三十年十月十五日から同年十一月十四日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。